

☆\*\*\*\*\*☆

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）  
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 マッチング拠出における掛金額変更制限等について  
（国民年金基金規則等の一部改正省令）

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年3月27日、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」（厚生労働省令第48号）が公布されました。この中で、年金制度改正法（令和7年改正法）において加入者掛金拠出（マッチング拠出）における「加入者掛金額は事業主掛金額を超えない」という制限が撤廃されたことを踏まえた措置等について、定められております。

《パブリック・コメント結果》（2026年2月28日まで意見募集されていたもの）

[https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250401  
&Mode=1](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250401&Mode=1)

《参考：厚生労働省、年金制度改正法 HP》

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00017.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html)

【主な改正内容】 パブリック・コメント HP（公募時）「概要」を基に以下記載

- （1）令和7年改正法において確定給付企業年金の受給権者等が死亡した場合の届出を省略することを可能とする規定が整備されたことに伴う措置を定めるもの。
- （2）iDeCo加入者が複数事業所に使用されている場合であって、中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の対象となる中小事業主に使用されるとともに、別の事業所において企業型DCやDB等他制度の加入者となっている場合には、iDeCo加入者はその旨をiDeCo+を実施している当該中小事業主に対して申し出なければなら

ないことを定めるもの。

- (3) 令和7年改正法において石炭鉱業年金基金の解散及びDBへの移行が可能となったことに伴う措置を定めるもの。
- (4) 令和7年改正法において企業型DCのマッチング拠出における「加入者掛金額は事業主掛金額を超えない」という制限が撤廃されたことに伴い、2026年4月1日から2026年11月30日までの間に企業型DC加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合は、企業型DCの加入者掛金額の変更回数を年1回までとする制限の例外とすることを定めるもの。
- (5) その他所要の規定の整備を行うもの。

**【施行期日等】**

公布日 : 2026年3月27日

施行期日 : 2026年4月1日

\*\*\*\*\*メール配信サービス(年金NEWS・メルマガ)\*\*\*\*\*

運営 : 日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202604-170-0007-D